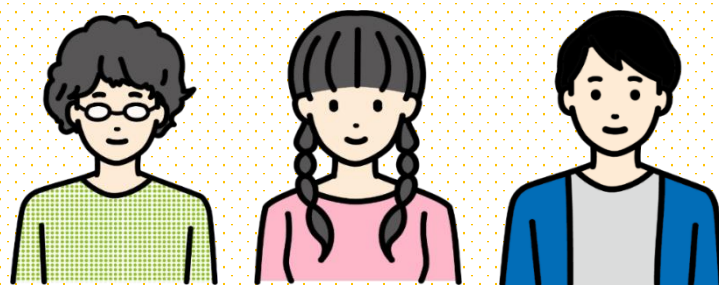


みなさまの地域活動を応援します！

川辺町里地里山整備団体補助金について

管理が行き届いていない町内の農地や山林に対する日頃の皆様の保全管理活動を支援することで、農林業のためだけでなく良好な景観や生物多様性、災害防止など農林地がもつ多面的な機能の維持と向上を目的としています。

①補助対象者：町内に住所を有する者が3名以上いる団体



※申請は、活動の14日前までにお願いします。

②補助額：10万／年間（上限）

補助対象経費	対象活動	補助率
購入・レンタル料	<ul style="list-style-type: none">活動に係る消耗品、燃料費機械レンタル料交付手続きに係る写真印刷代補修資材	10分の10以内の額
その他	<ul style="list-style-type: none">活動参加者に提供する飲料代傷害保険および賠償責任保険の保険料	

③補助対象事業：所有者等による管理がされていない①、②に係る下記の活動

①農業用資源の保全管理

対象施設（町内に限る）	対象活動
農地 (周辺の水路・農道・ため池 農業用給排水施設を含む)	対象箇所の草刈り、泥上げ、清掃、軽微な補修など

②山林資源の保全管理

対象施設（町内に限る）	対象活動
山林 (集落の低山地域の雑木林など町民が生活する うえで適切な保全管理が必要な箇所)	下草刈り、樹木の伐採、清掃、軽微な補修など

